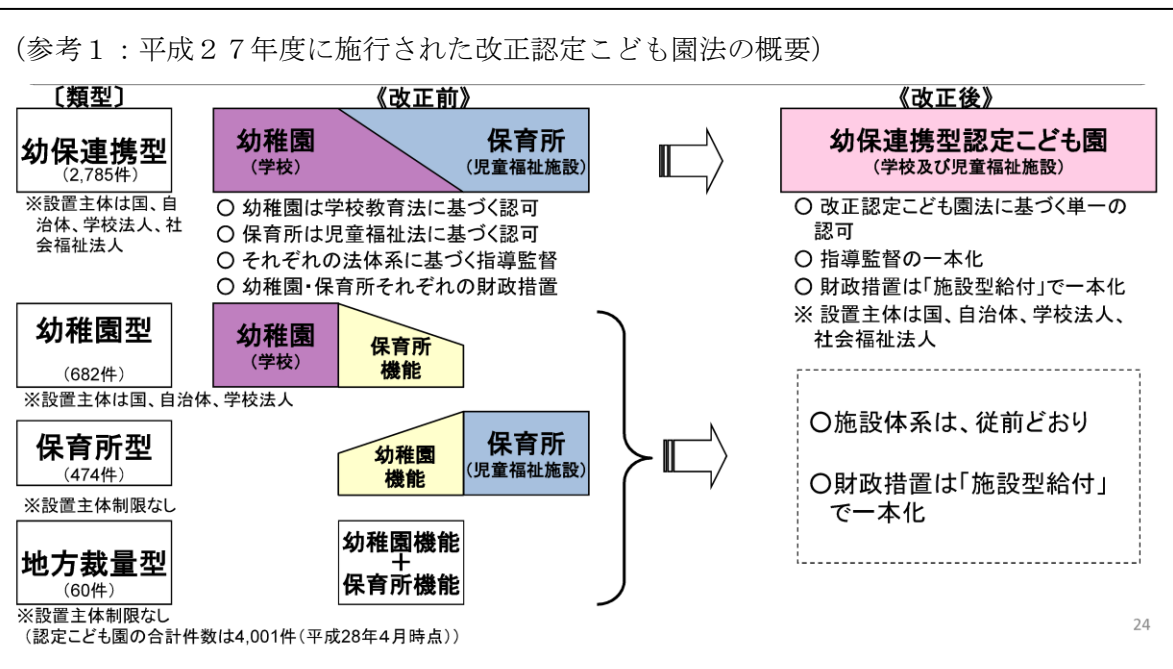


幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限の委譲に伴う 本市基準案について

1 政令市への権限移譲

幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）に係る認定権限については、平成30年4月1日付けで都道府県から政令市に委譲されることから、京都市において、設備・人員等の基準に係る条例を定める必要がある。

類型	概要	認可・認定権限	
		29年度まで	30年度以降
幼保連携型	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、原則としていずれの認可基準も満たす単一の施設	政令市	政令市
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的機能を備えたもの	都道府県 →	政令市
保育所型	認可保育所が幼稚園的機能を備えたもの	都道府県 →	政令市
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない類型	都道府県 →	政令市



2 認定こども園に係る基準等の制定に当たっての本市方針（案）

(1) 幼稚園型認定こども園

学校教育法に基づく学校（幼稚園）の位置付けのまま移行できる幼稚園型については、私立幼稚園で培われた特徴や特色ある運営を引き継ぎやすく、かつ、利用者にとっても多様な幼児教育・保育の選択肢となり得るよう、以下の方向で検討する。

- 職員配置基準は、現行の京都府基準（＝国基準）どおりとする。
- 保育部分の保育料は、職員配置基準との整合を踏まえ、保育所等利用者よりも軽減することを検討する。
- 保護者同意を前提に、移行前と同様の上乗せ徴収を可能とする。
- 本市からの私学助成は継続する。

(2) 保育所型認定こども園

幼保連携型認定こども園と同様、本市の保育所の職員配置基準とする。

(3) 地方裁量型認定こども園

国基準どおり。ただし、本市では事業計画で見込んでいないため、設置を認めないこととしている。

(参考2：施設種別による職員配置基準（案）の比較)

	【幼稚園】	【幼稚園型認定こども園】		【幼保連携型認定こども園】 【保育所型認定こども園】		【保育所】
	1号	2・3号	1号	2・3号	1号	2・3号
0歳児		3:1		3:1		3:1
1歳児		6:1		5:1		5:1
2歳児				6:1		6:1
3歳児	35:1	20:1		15:1	20:1	15:1
4歳児	35:1	30:1		20:1	30:1	20:1
5歳児	35:1			25:1		25:1

* 網掛けは京都市において独自に職員配置基準を上げている部分

※1号は3～5歳の教育のみの児童
 ※2号は3～5歳の要保育児童
 ※3号は0～2歳の要保育児童

3 基準等の内容（案）

概要案については別紙1、各基準項目に対する本市対応案については別紙2のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

- 6～7月 京都市子ども・子育て会議 幼保推進部会で審議
- 8月 パブリックコメントを実施